

令和6年かすみがうら市議会第3回定例会

市長提出議案集

令和6年9月3日提出

かすみがうら市

## 目 次

1.	報告第 7 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について	……………	1～2
2.	報告第 8 号	令和 5 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について	……………	3
		令和 5 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書	……………	4～9
3.	報告第 9 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	10～11
4.	報告第 10 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	12～14
5.	議案第 48 号	かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	……………	15～19
6.	議案第 49 号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	……………	20～21
7.	議案第 50 号	かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	22
8.	議案第 51 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）	……………	23～39
9.	議案第 52 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	……………	40～46
10.	議案第 53 号	令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	……………	47～53

11.	議案第 54 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	……………	54~60
12.	議案第 55 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第 1 号)	……………	61~62
13.	議案第 56 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について	……………	63
14.	議案第 57 号	令和 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	64
15.	議案第 58 号	令和 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	65
16.	議案第 59 号	令和 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	66
		令和 5 年度かすみがうら市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書	……………	67~82
17.	議案第 60 号	令和 5 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	……………	83
18.	議案第 61 号	令和 5 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について	……………	84
		令和 5 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書	……………	85~93
19.	議案第 62 号	令和 5 年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	……………	94
		令和 5 年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書	……………	95~102

20. 議案第 63 号 茨城租税債権管理機構規約の変更について	.....	103~104
----------------------------------	-------	---------

(参考資料)

○ 付議事件(条例) 条文新旧対照表	.....	105~111
・ かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表	.....	(105~109)
かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表	.....	(105~108)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(附則第 2 項関係)	.....	(108)
かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (附則第 3 項関係)	.....	(108~109)
かすみがうら市特別職報酬等審議会条例 新旧対照表(附則第 4 項関係)	.....	(109)
・ かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表	.....	(109~110)
・ かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例 新旧対照表	.....	(110)
・ 茨城租税債権管理機構規約 新旧対照表	.....	(110~111)

報告第7号

令和5年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、  
令和5年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 支 出	県 金	地 方 債			そ の 他	国 支 出	県 金			地 方 債	そ の 他	国 支 出	
10 教育費	3 中学校費	下稲吉中学校 屋内運動場 整備事業	令和4年度	475,887,000	26,842,000	304,900,000	0	144,145,000	475,747,000	26,872,000	304,800,000	0	144,075,000	140,000	△ 30,000	100,000	0	70,000
			令和5年度	1,110,402,000	61,643,000	728,700,000	0	320,059,000	980,378,000	63,773,000	688,263,000	0	228,342,000	130,024,000	△ 2,130,000	40,437,000	0	91,717,000
			計	1,586,289,000	88,485,000	1,033,600,000	0	464,204,000	1,456,125,000	90,645,000	993,063,000	0	372,417,000	130,164,000	△ 2,160,000	40,537,000	0	91,787,000

## 報告第8号

### 令和5年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

#### 1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.12)	— (18.12)	8.9 (25.0)	56.9 (350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準である。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

#### 2 資金不足比率 (単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

※ かすみがうら市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額となっていないことを表示している。

令和5年度

かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

令和6年8月19日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 51 号  
令和 6 年 8 月 19 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員 都 賀 重 信  
かすみがうら市監査委員 茅 場 武 史  
かすみがうら市監査委員 岡 崎 勉  
(公 印 省 略)

令和 5 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

## 令和5年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

### 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

### 第2 審査の対象

- 1 健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合して作成されているかを主眼とした。

### 第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか確認するとともに、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

### 第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和6年8月5日

場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第7・8会議室

## 第6 審査の結果

### 1 健全化判断比率審査

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.12
② 連結実質赤字比率	—	—	18.12
③ 実質公債費比率	8.9	9.5	25.0
④ 将来負担比率	56.9	54.7	350.0

\* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」表示

#### ① 実質赤字比率

令和5年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため△6.08%（令和4年度△5.93%）となっており、早期健全化基準の13.12%と比較すると、これを下回っている。

#### ② 連結実質赤字比率

令和5年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため△15.47%（令和4年度△16.08%）となっており、早期健全化基準の18.12%と比較すると、これを下回っている。

#### ③ 実質公債費比率

令和5年度の実質公債費比率は8.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の9.5%と比較すると0.6ポイント改善している。

#### ④ 将来負担比率

令和5年度の将来負担比率は、56.9%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の54.7%と比較すると2.2ポイント増加している。

## 2 資金不足比率審査（公営企業）

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

令和 5 年度の水道事業会計並びに下水道事業会計の資金不足比率は、下記のとおり資金不足額もなく、経営健全化基準の 20.0%と比較するとこれを下回っている。

### 記

(%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和 5 年度	令和 4 年度	
水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0

\*資金不足額がないため「—」表示

## 第 7 審査の意見

令和 5 年度かすみがうら市健全化判断比率における 4 指標及び資金不足比率は基準をクリアしているものの、近年の国・県の平均値に対比すると良好とは言えない。特に、実質公債費比率や将来負担比率については課題が残るものとなっている。

本市の財政を取り巻く環境は、健全化判断比率をはじめ財政分析結果等を勘案すると、総合的に見て依然として厳しい環境下にある。

今後とも、各指標の推移には十分留意のうえ、財政指標の数値基準や取り組み事項を定める等の目標を設定し、将来を見据えた持続可能な行財政運営に努められたい。

※健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 専 決 処 分 書

消防用ホース乾燥中の事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月11日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

消防用ホース乾燥中の事故による損害賠償額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和6年5月6日（水）午前9時00分頃
- 2 事故発生場所 [REDACTED]  
[REDACTED]
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]  
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 上記場所にて乾燥中の消防ホースが強風に煽られ相手方自宅の屋根に接触し瓦を破損させた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
  - (1) 過失割合 かすみがうら市 100%  
相手方 0%
  - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 106,205円  
相手方 0円
  - (3) 本件示談のほか、かすみがうら市と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 専 決 処 分 書

マイナンバーカードの申請手続の未処理による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月15日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

マイナンバーカードの申請手続の未処理による損害賠償額の決定  
及び和解について

- 1 事故発生日 令和5年2月26日（日）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市上土田461番地  
（かすみがうら市役所千代田庁舎）
- 3 相手方 （住所）   
（氏名）   

- 4 事故の概要 かすみがうら市は相手方から提出されたマイナンバーカード申請書及び顔写真のデータを適正に処理しなかったため、相手方はマイナンバーカードを取得できず、マイナポイントを申請することができなかった。
- 5 損害賠償額と和解の内容
  - （1）過失割合 かすみがうら市 100%  
相手方 0%

(2) 損害賠償額 かすみがうら市 100,000円  
相手方 0円

(3) 本件示談のほか、かすみがうら市と相手方との間には一切の債権債務  
関係がないことを確認する。

議案第48号

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政組織条例（平成17年かすみがうら市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事務部局の部（市長公室を含む。以下同じ。）及び所掌」を「権限に属する事務を分掌させるための部局及びその分掌」に、「等を」を「等について」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

（1） 総務企画部

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条各号を次のように改める。

（1） 総務企画部

ア 議会及び一般行政に関すること。

イ 文書に関すること。

- ウ 公有財産に関すること。
- エ 庁舎に関すること。
- オ 統計に関すること。
- カ 市政の総合企画及び総合調整に関すること。
- キ 予算その他財政に関すること。
- ク 行政改革に関すること。
- ケ 広域行政に関すること。
- コ 秘書に関すること。
- サ 職員の人事及び厚生に関すること。
- シ 情報政策に関すること。
- ス 広報に関すること。

(2) 市民部

- ア 環境保全に関すること。
- イ 環境衛生に関すること。
- ウ 防災に関すること。
- エ 防犯及び交通安全に関すること。
- オ 広聴及び市民協働に関すること。
- カ 消費生活に関すること。
- キ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- ク 出張所に関すること。
- ケ 総合窓口に関すること。
- コ 住居表示に関すること。
- サ 市税の賦課徴収に関すること。

(3) 保健福祉部

- ア 社会福祉に関すること。
- イ 障害福祉に関すること。

- ウ 高齢福祉に関すること。
  - エ 介護保険に関すること。
  - オ 児童福祉に関すること。
  - カ 保健予防及び健康増進に関すること。
  - キ 国民年金に関すること。
  - ク 国民健康保険に関すること。
  - ケ 後期高齢者医療に関すること。
  - コ 医療福祉に関すること。
- (4) 産業経済部
- ア 農業、林業及び水産業に関すること。
  - イ 観光に関すること。
  - ウ 商業及び工業に関すること。
  - エ 労政に関すること。
  - オ その他産業振興に関すること。
- (5) 都市建設部
- ア 都市計画に関すること。
  - イ 開発に関すること。
  - ウ 公園緑地に関すること。
  - エ 建築指導に関すること。
  - オ 土地区画整理に関すること。
  - カ 道路、河川その他土木に関すること。

第5条第2項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
かすみがうら市 中央出張所	かすみがうら市稲吉三丁目15番67号	市の全域
かすみがうら市 千代田出張所	かすみがうら市中志筑2112番地	

第6条第1項の表かすみがうら市福祉事務所の項位置の欄中「上土田461番地」を「下稲吉2633番地19」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

7級	市長公室長及び部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 次長の職務 事務所長の職務 教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務 農業委員会事務局長の職務
6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 議会事務局の課長の職務 監査委員事務局長の職務

」を

「

7級	部長の職務
----	-------

	教育委員会事務局教育部長の職務 会計管理者の職務 次長の職務 事務所長の職務 教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務
6 級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 議会事務局の課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務

」に

改める。

(かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 3 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「上下水道部」を「都市建設部」に改める。

(かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 4 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例（平成17年かすみがうら市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

議案第49号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険条例（平成17年かすみがうら市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を加える。

第18条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に、「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第50号

かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例（平成17年かすみ  
がうら市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表の第2常陸野公園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第51号

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216,303千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,805,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,824,701	14,654	2,839,355
	2 国庫補助金	935,511	14,654	950,165
16 県支出金		1,464,177	53,944	1,518,121
	2 県補助金	509,950	53,944	563,894
19 繰入金		790,289	8,120	798,409
	1 基金繰入金	790,286	8,120	798,406
20 繰越金		138,736	40,961	179,697
	1 繰越金	138,736	40,961	179,697
21 諸収入		294,350	24	294,374
	5 雑入	234,140	24	234,164
22 市債		1,291,600	98,600	1,390,200
	1 市債	1,291,600	98,600	1,390,200
歳入合計		18,588,862	216,303	18,805,165

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		138,873	1,839	140,712
	1 議 会 費	138,873	1,839	140,712
2 総 務 費		2,844,848	4,646	2,849,494
	1 総 務 管 理 費	2,254,076	4,256	2,258,332
	2 徴 税 費	504,334	△3,429	500,905
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	77,527	3,819	81,346
3 民 生 費		6,792,181	26,959	6,819,140
	1 社 会 福 祉 費	3,820,099	16,924	3,837,023
	2 児 童 福 祉 費	2,280,409	8,051	2,288,460
	3 生 活 保 護 費	691,673	1,984	693,657
6 農 林 水 産 業 費		690,721	42,675	733,396
	1 農 業 費	672,267	42,675	714,942
7 商 工 費		432,334	13,503	445,837
	1 商 工 費	432,334	13,503	445,837
8 土 木 費		1,574,947	10,056	1,585,003
	3 河 川 費	3,140	9,000	12,140
	4 都 市 計 画 費	762,502	1,056	763,558
9 消 防 費		971,435	104,704	1,076,139
	1 消 防 費	971,435	104,704	1,076,139
10 教 育 費		1,788,132	11,921	1,800,053
	1 教 育 総 務 費	305,014	2,694	307,708
	4 社 会 教 育 費	233,665	9,227	242,892

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出 合 計	18,588,862	216,303	18,805,165

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	常備消防に要する経費	99,638
合 計			99,638

### 第 3 表 地 方 債 補 正

#### 1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中根川緊急浚渫推進事業債	9,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
消防庁舎移転事業債	94,600			
牛渡地内県単急傾斜地崩壊対策事業債	5,000			
合 計	108,600			

#### 2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧志土庫小学校特別教室棟等施設整備事業債	49,900	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	39,900	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
合 計	49,900				39,900			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,595,595	0	5,595,595
2 地 方 譲 与 税	232,288	0	232,288
3 利 子 割 交 付 金	2,266	0	2,266
4 配 当 割 交 付 金	28,293	0	28,293
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	33,218	0	33,218
6 法 人 事 業 税 交 付 金	94,563	0	94,563
7 地 方 消 費 税 交 付 金	964,281	0	964,281
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	203,292	0	203,292
11 地 方 交 付 税	4,300,000	0	4,300,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,549	0	5,549
13 分 担 金 及 び 負 担 金	68,183	0	68,183
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,639	0	48,639
15 国 庫 支 出 金	2,824,701	14,654	2,839,355
16 県 支 出 金	1,464,177	53,944	1,518,121
17 財 産 収 入	20,841	0	20,841
18 寄 附 金	45,001	0	45,001
19 繰 入 金	790,289	8,120	798,409
20 繰 越 金	138,736	40,961	179,697
21 諸 収 入	294,350	24	294,374

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,291,600	98,600	1,390,200
歳 入 合 計	18,588,862	216,303	18,805,165

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	138,873	1,839	140,712				1,839
2 総 務 費	2,844,848	4,646	2,849,494	11,325	△10,000		3,321
3 民 生 費	6,792,181	26,959	6,819,140	15,596			11,363
4 衛 生 費	1,288,427	0	1,288,427				
5 労 働 費	122,130	0	122,130				
6 農 林 水 産 業 費	690,721	42,675	733,396	40,903			1,772
7 商 工 費	432,334	13,503	445,837			8,120	5,383
8 土 木 費	1,574,947	10,056	1,585,003	774	9,000	24	258
9 消 防 費	971,435	104,704	1,076,139		99,600		5,104
10 教 育 費	1,788,132	11,921	1,800,053				11,921
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,914,832	0	1,914,832				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	18,588,862	216,303	18,805,165	68,598	98,600	8,144	40,961

## 2 歳 入

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費国庫補助金	523,678	11,325	535,003	1 総務費補助金	11,325	マイナンバーカード交付事務費補助金 208 デジタル基盤改革支援補助金 1,107 過疎地域持続的発展支援交付金 10,010
2民生費国庫補助金	117,943	2,813	120,756	3 子ども・子育て支援交付金	333	放課後児童健全育成事業
				4 生活保護費補助金	950	生活保護適正化推進事業補助金
				5 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	1,530	高等職業訓練促進給付金等事業費補助金
8社会資本整備総合交付金	84,000	516	84,516	1 社会資本整備総合交付金	516	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金
計	935,511	14,654	950,165			

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

2民生費県補助金	348,592	12,783	361,375	2 老人福祉費補助金	12,450	地域医療介護総合確保基金事業補助金
				5 子ども・子育て支援交付金	333	放課後児童健全育成事業
4農林水産業費県補助金	61,743	40,903	102,646	1 農業費補助金	40,903	土地改良区決済金等支援補助金
6土木費県補助金	1,277	258	1,535	1 土木費補助金	258	茨城県木造住宅・ブロック塀等耐震化支援事業費補助金
計	509,950	53,944	563,894			

## (款) 19 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

6地域振興基金繰入金	77,434	8,120	85,554	1 地域振興基金繰入金	8,120	商工振興事業
計	790,286	8,120	798,406			

## (款) 20 繰越金

## (項) 1 繰越金

1繰越金	138,736	40,961	179,697	1 繰越金	40,961	前年度繰越金
計	138,736	40,961	179,697			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	206,302	24	206,326	1 雑入	24	木造住宅耐震診断士派遣事業負担金
計	234,140	24	234,164			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 総務債	448,200	△10,000	438,200	4 旧志土庫小学校施設整備事業債	△10,000	旧志土庫小学校特別教室棟等整備事業債
5 土木債	292,300	9,000	301,300	2 緊急浚渫推進事業債	9,000	中根川緊急浚渫推進事業債
6 消防債	75,200	99,600	174,800	2 消防施設整備事業債	94,600	消防庁舎移転事業債
				3 自然災害防止事業債	5,000	牛渡地内県単急傾斜地崩壊対策事業債
計	1,291,600	98,600	1,390,200			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	138,873	1,839	140,712				1,839	3 職員手当等	1,839	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 3 扶養手当 3 通勤手当 3 管理職手当 3 期末手当 3 勤勉手当	1,839 1,839 220 16 549 564 490
計	138,873	1,839	140,712				1,839				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

2 文書法制費	22,735	917	23,652				917	11 役務費	917	01 文書法制事業 0101 文書法制に要する経費 11 通信運搬費	917 917 917
5 財産管理費	693,131	0	693,131	10,010	△10,000		△10			02 庁舎等財産管理事業 0203 旧小学校施設管理に要する経費 (財源振替)	
6 企画費	40,413	1,599	42,012				1,599	7 報償費 22 償還金、利子及び割引料	96 1,503	01 企画調整事業 0101 企画調整に要する経費 7 有識者謝礼 22 国庫補助金等返還金	1,599 1,599 96 1,503
7 情報管理費	244,107	275	244,382	275				12 委託料	275	01 情報環境管理運営事業 0103 基幹系電算システム管理に要する経費 12 標準化・共通化システム改修業務委託	275 275 275
9 地域振興費	171,887	1,465	173,352				1,465	10 需用費 14 工事請負費	74 1,391	04 コミュニティ施設管理事業 0402 千代田コミュニティセンター管理に要する経費 10 消耗品費 14 電話回線移転工事	1,465 1,465 74 1,391
計	2,254,076	4,256	2,258,332	10,285	△10,000		3,971				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

3 徴収費	25,446	△3,429	22,017				△3,429	11 役務費	△3,429	01 収入未済額縮減対策事業 0101 収入未済額縮減対策に要する経費 11 通信運搬費 11 手数料	△3,429 △3,429 564 △3,993
-------	--------	--------	--------	--	--	--	--------	--------	--------	--	-----------------------------------

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	一般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
計	504,334	△3,429	500,905				△3,429				

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	77,527	3,819	81,346	1,040			2,779	3 職員手当等	1,273	<b>01 職員等人件費</b>	<b>1,273</b>
								11 役務費	217	<b>0101 職員等人件費</b>	<b>1,273</b>
								21 補償、補填及び賠償金	2,329	3 扶養手当	696
										3 通勤手当	11
										3 期末手当	254
										3 勤勉手当	312
										<b>02 戸籍住民基本台帳等事業</b>	<b>2,546</b>
										<b>0201 戸籍事務に要する経費</b>	<b>2,337</b>
										11 通信運搬費	8
										21 戸籍システム貸借補償	2,329
										<b>0202 住民基本台帳事務に要する経費</b>	<b>209</b>
										11 通信運搬費	209
計	77,527	3,819	81,346	1,040			2,779				

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

3 老人福祉費	201,681	12,463	214,144	12,450			13	11 役務費	13	<b>01 高齢者対策事業</b>	<b>12,463</b>
								18 負担金、補助及び交付金	12,450	<b>0101 要援護高齢者等対策に要する経費</b>	<b>13</b>
										11 通信運搬費	13
										<b>0102 長寿社会づくりに要する経費</b>	<b>12,450</b>
										18 地域医療介護総合確保基金事業補助金	12,450
4 介護保険費	598,100	711	598,811				711	11 役務費	110	<b>01 介護保険事業</b>	<b>711</b>
								27 繰出金	601	<b>0101 居宅介護サービス等利用者助成に要する経費</b>	<b>110</b>
										11 通信運搬費	110
										<b>0102 介護保険特別会計繰出に要する経費</b>	<b>601</b>
										27 介護保険特別会計繰出金	601
5 国民年金費	4,567	52	4,619				52	3 職員手当等	52	<b>01 国民年金事務事業</b>	<b>52</b>
										<b>0101 職員等人件費</b>	<b>52</b>
										3 期末手当	22
										3 勤勉手当	30
6 医療福祉費	330,337	180	330,517				180	11 役務費	180	<b>01 医療福祉事業</b>	<b>180</b>
										<b>0101 医療福祉に要する経費</b>	<b>180</b>
										11 通信運搬費	180

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
7 国民健康保険費	320,109	2,138	322,247				2,138	27 繰出金	2,138	01 国民健康保険事業 0101 国民健康保険特別会計繰出に要する経費 27 国民健康保険特別会計繰出金	2,138 2,138 2,138
8 後期高齢者医療費	633,278	1,380	634,658				1,380	27 繰出金	1,380	01 後期高齢者医療事業 0102 後期高齢者医療保険特別会計繰出に要する経費 27 後期高齢者医療特別会計繰出金	1,380 1,380 1,380
計	3,820,099	16,924	3,837,023	12,450			4,474				

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	661,151	2,040	663,191	1,530			510	19 扶助費	2,040	01 児童措置事業 0103 母子父子福祉に要する経費 19 高等職業訓練促進給付金	2,040 2,040 2,040
3 保育所費	332,185	1,832	334,017				1,832	3 職員手当等	1,315	01 職員等人件費 0101 職員等人件費	1,315 1,315
								11 役務費	28	3 扶養手当	165
								12 委託料	489	3 管理職手当 3 期末手当 3 勤勉手当	449 307 394
6 放課後児童健全育成事業費	178,023	4,179	182,202	666			3,513	11 役務費	15	02 保育所維持管理事業 0201 保育所一般事務に要する経費 11 通信運搬費	517 28 28
								17 備品購入費	4,164	0203 やまゆり保育所管理運営に要する経費 12 不動産鑑定業務委託	489 489
計	2,280,409	8,051	2,288,460	2,196			5,855				

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	89,604	1,984	91,588	950			1,034	10 需用費	83	02 生活保護等事業 0201 生活保護等総務事務に要する経費	1,984 1,984
								12 委託料	1,901	10 印刷製本費	83

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1生活保護総務費)									12 生活保護システム改修委託	1,901
計	691,673	1,984	693,657	950			1,034			

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

4 農地利用対策費	16,683	42,675	59,358	40,903			1,772	18 負担金、補助及び交付金	42,675	<b>01 農地利用促進事業</b>	<b>42,675</b>
										<b>0101 米政策推進に要する経費</b>	<b>42,675</b>
										18 水田利活用推進事業助成金	42,675
計	672,267	42,675	714,942	40,903			1,772				

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

1 商工総務費	50,144	2,435	52,579				2,435	3 職員手当等	2,435	<b>01 職員等人件費</b>	<b>2,435</b>
										<b>0101 職員等人件費</b>	<b>2,435</b>
										3 扶養手当	55
										3 通勤手当	369
										3 住居手当	282
										3 期末手当	716
										3 勤勉手当	721
										3 地域手当	292
2 商工振興費	205,472	8,120	213,592			8,120		13 使用料及び賃借料	1,120	<b>01 商工振興事業</b>	<b>8,120</b>
										<b>0101 商工振興に要する経費</b>	<b>1,120</b>
										13 イベント出展料	1,120
								18 負担金、補助及び交付金	7,000	<b>0102 創業支援に要する経費</b>	<b>7,000</b>
										18 創業支援事業費補助金	7,000
4 観光施設費	104,123	2,948	107,071				2,948	1 報酬	60	<b>01 観光施設等管理運営事業</b>	<b>2,948</b>
								7 報償費	10	<b>0106 農村環境改善センター管理運営に要する経費</b>	<b>2,948</b>
								10 需用費	403	1 農村環境改善センター運営委員会委員報酬	60
								12 委託料	2,475	7 審査委員謝礼	10
										10 修繕料	403
										12 登記測量業務委託	2,475
計	432,334	13,503	445,837			8,120	5,383				

## (款) 8 土木費

## (項) 3 河川費

1 河川改良費	3,140	9,000	12,140			9,000		10 需用費	9,000	<b>01 河川維持管理事業</b>	<b>9,000</b>
										<b>0101 河川維持管理に要する経費</b>	<b>9,000</b>

## (款) 8 土木費

## (項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1 河川改良費)									10 修繕料	9,000
計	3,140	9,000	12,140		9,000					

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

2 都市計画推進費	630,671	1,056	631,727	774		24	258	12 委託料	1,056	<b>01 都市計画推進事業</b>	<b>1,056</b>
										<b>0101 都市計画調整に要する経費</b>	<b>1,056</b>
										12 木造住宅耐震診断士派遣事業業務委託	1,056
計	762,502	1,056	763,558	774		24	258				

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

1 常備消防費	786,514	99,704	886,218		94,600		5,104	7 報償費	66	<b>02 常備消防事業</b>	<b>99,704</b>
								12 委託料	99,638	<b>0201 常備消防に要する経費</b>	<b>99,704</b>
										7 審査員謝礼	66
										12 消防庁舎整備設計委託	99,638
3 災害対策費	85,128	5,000	90,128		5,000			18 負担金、補助及び交付金	5,000	<b>02 防災・災害対策事業</b>	<b>5,000</b>
										<b>0201 災害対策に要する経費</b>	<b>5,000</b>
										18 茨城県単急傾斜地崩壊対策事業負担金	5,000
計	971,435	104,704	1,076,139		99,600		5,104				

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

2 事務局費	113,557	2,694	116,251				2,694	10 需用費	189	<b>02 教育委員会事務局運営事業</b>	<b>2,694</b>
								17 備品購入費	2,505	<b>0201 教育委員会事務局運営に要する経費</b>	<b>2,694</b>
										10 修繕料	189
										17 施設管理用備品	2,505
計	305,014	2,694	307,708				2,694				

## (款) 10 教育費

## (項) 4 社会教育費

3 図書館費	47,006	9,227	56,233				9,227	2 給料	5,091	<b>01 職員等人件費</b>	<b>9,227</b>
								3 職員手当等	2,489	<b>0101 職員等人件費</b>	<b>9,227</b>
								4 共済費	1,647	2 一般職給料	5,091
										3 扶養手当	78
										3 通勤手当	120
										3 期末手当	1,282
										3 勤勉手当	1,009
計	233,665	9,227	242,892				9,227			4 共済組合負担金	1,647

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補正後	長等	3		23,004	7,496 (3.40)	3,776	34,276	6,704	40,980
	議員	16	52,620		17,146 (3.40)		69,766	15,488	85,254
	その他の特別職	939	61,833				61,833	346	62,179
	計	958	114,453	23,004	24,642	3,776	165,875	22,538	188,413
補正前	長等	3		23,004	7,496 (3.40)	3,776	34,276	6,704	40,980
	議員	16	52,620		17,146 (3.40)		69,766	15,488	85,254
	その他の特別職	939	61,833				61,833	346	62,179
	計	958	114,453	23,004	24,642	3,776	165,875	22,538	188,413
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	361 (21) 【 179】	【 268,240】	1,439,974	1,015,866 【 90,586】	2,455,840 【 358,826】	470,908 【 52,455】	2,926,748 【 411,281】
補正前	361 (21) 【 179】	【 268,240】	1,434,883	1,006,463 【 90,586】	2,441,346 【 358,826】	469,261 【 52,455】	2,910,607 【 411,281】
比較			5,091	9,403	14,494	1,647	16,141

( )内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	46,160	320,076	267,373	17,802	25,398	56,936	4,141	53,984
	補正前	44,946	316,931	264,417	17,520	24,882	56,936	4,141	52,986
	比較	1,214	3,145	2,956	282	516			998
区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当		
	補正後	2,130	24,851	5,807	186,865	3,094	1,249		
	補正前	2,130	24,851	5,807	186,865	3,094	957		
	比較						292		

議案第52号

令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,138千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,109,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰 入 金		383,109	2,138	385,247
	1 一 般 会 計 繰 入 金	320,109	2,138	322,247
歳 入	合 計	4,107,039	2,138	4,109,177

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		54,684	1,878	56,562
	1 総務管理費	53,441	1,222	54,663
	2 徴税費	1,243	656	1,899
5 保健事業費		56,646	260	56,906
	2 保健事業費	22,417	260	22,677
歳 出 合 計		4,107,039	2,138	4,109,177

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	805,398	0	805,398
2 使用料及び手数料	50	0	50
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	2,904,474	0	2,904,474
5 財産収入	500	0	500
6 繰入金	383,109	2,138	385,247
7 繰越金	1	0	1
8 諸収入	13,506	0	13,506
歳入合計	4,107,039	2,138	4,109,177

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	54,684	1,878	56,562				1,878
2 保 険 給 付 費	2,845,657	0	2,845,657				
3 国民健康保険事業費納付金	1,129,448	0	1,129,448				
4 財政安定化基金拠出金	1	0	1				
5 保 健 事 業 費	56,646	260	56,906				260
6 基 金 積 立 金	500	0	500				
7 諸 支 出 金	5,103	0	5,103				
8 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,107,039	2,138	4,109,177				2,138

## 2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	320,109	2,138	322,247	1 一般会計繰入金	2,138	事務費等 保健事業分
計	320,109	2,138	322,247			1,878 260

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	52,128	1,222	53,350				1,222	11 役務費	1,222	<b>02 一般管理に要する経費</b>	<b>1,222</b>
										<b>0201 一般管理に要する経費</b>	<b>1,222</b>
										11 通信運搬費	1,222
計	53,441	1,222	54,663				1,222				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

1 賦課徴収費	1,243	656	1,899				656	11 役務費	656	<b>01 賦課徴収に要する経費</b>	<b>656</b>
										<b>0101 賦課徴収に要する経費</b>	<b>656</b>
										11 通信運搬費	656
計	1,243	656	1,899				656				

(款) 5 保健事業費

(項) 2 保健事業費

1 保健衛生普及費	11,167	260	11,427				260	11 役務費	260	<b>01 保健衛生普及に要する経費</b>	<b>260</b>
										<b>0101 保健衛生普及に要する経費</b>	<b>260</b>
										11 通信運搬費	260
計	22,417	260	22,677				260				

議案第53号

令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,821千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,121,821千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		578,432	1,380	579,812
	1 一 般 会 計 繰 入 金	578,432	1,380	579,812
5 諸 収 入		1,001	1,441	2,442
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,000	1,441	2,441
歳 入 合 計		1,119,000	2,821	1,121,821

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		4,671	107	4,778
	2 徴 収 費	1,138	107	1,245
3 諸 支 出 金		1,001	2,714	3,715
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,000	2,714	3,714
歳 出 合 計		1,119,000	2,821	1,121,821

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	539,565	0	539,565
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	578,432	1,380	579,812
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	1,001	1,441	2,442
歳入合計	1,119,000	2,821	1,121,821

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	4,671	107	4,778				107
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,112,328	0	1,112,328				
3 諸 支 出 金	1,001	2,714	3,715				2,714
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	1,119,000	2,821	1,121,821				2,821

## 2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事 務 費 繰 入 金	4,670	1,380	6,050	1 事 務 費 繰 入 金	1,380	事務費繰入金
計	578,432	1,380	579,812			

(款) 5 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

1 保 険 料 還 付 金	1,000	1,441	2,441	1 保 険 料 還 付 金	1,441	保険料還付金
計	1,000	1,441	2,441			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 徴収費	1,138	107	1,245				107	11 役務費	107	01 後期高齢者医療徴収事務に要する経費 0101 後期高齢者医療徴収事務に要する経費 11 通信運搬費	107 107 107
計	1,138	107	1,245				107				

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 保険料還付金	1,000	2,714	3,714				2,714	22 償還金、利子及び割引料	2,714	01 保険料還付に要する経費 0101 保険料還付に要する経費 22 保険料還付金	2,714 2,714 2,714
計	1,000	2,714	3,714				2,714				

議案第54号

令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,873千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,823,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 入 金		624,427	601	625,028
	1 一 般 会 計 繰 入 金	588,711	601	589,312
8 繰 越 金		1,000	42,272	43,272
	1 繰 越 金	1,000	42,272	43,272
歳 入 合 計		3,780,663	42,873	3,823,536

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		93,057	601	93,658
	1 総 務 管 理 費	62,587	296	62,883
	2 徴 収 費	1,840	279	2,119
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	28,630	26	28,656
7 諸 支 出 金		11,165	42,272	53,437
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,163	42,272	53,435
歳 出 合 計		3,780,663	42,873	3,823,536

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	828,877	0	828,877
2 使用料及び手数料	50	0	50
3 国庫支出金	810,230	0	810,230
4 支払基金交付金	956,610	0	956,610
5 県支出金	540,375	0	540,375
6 財産収入	284	0	284
7 繰入金	624,427	601	625,028
8 繰越金	1,000	42,272	43,272
9 諸収入	11,224	0	11,224
10 介護サービス収入	7,586	0	7,586
歳入合計	3,780,663	42,873	3,823,536

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	93,057	601	93,658				601
2 保 険 給 付 費	3,519,908	0	3,519,908				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	129,413	0	129,413				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	16,835	0	16,835				
6 基 金 積 立 金	284	0	284				
7 諸 支 出 金	11,165	42,272	53,437				42,272
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,780,663	42,873	3,823,536				42,873

## 2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 その他一般会計繰入金	90,074	601	90,675	2 事務費繰入金	601	事務費繰入金
計	588,711	601	589,312			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1,000	42,272	43,272	1 繰越金	42,272	前年度繰越金
計	1,000	42,272	43,272			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国庫支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	62,587	296	62,883				296	11 役務費	296	02 一般管理に要する経費 0201 一般管理に要する経費 11 通信運搬費	296 296 296
計	62,587	296	62,883				296				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

1 賦課徴収費	1,840	279	2,119				279	11 役務費	279	01 賦課徴収に要する経費 0101 賦課徴収に要する経費 11 通信運搬費	279 279 279
計	1,840	279	2,119				279				

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

1 介護認定審査会費	5,030	26	5,056				26	11 役務費	26	01 介護認定審査会に要する経費 0101 介護認定審査会に要する経費 11 通信運搬費	26 26 26
計	28,630	26	28,656				26				

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	0	42,272	42,272				42,272	22 償還金、利子及び割引料	42,272	01 国庫支出金等返還に要する経費 0101 国庫支出金等返還に要する経費 22 国庫支出金等返還金	42,272 42,272 42,272
計	11,163	42,272	53,435				42,272				

議案第55号

令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算について（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 予算書第12条に債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を以下のとおり定める。

事 項	期 間	限 度 額
かすみがうら市上下水道料金 等徴収業務委託	令和6年度から 令和11年度まで	360,800千円

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

(債務負担行為)

第12条 債務負担行為ができる事項、限度額及び期間を定める。

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益	企業債
かすみがうら市 上下水道料金等 徴収業務委託	千円 360,800		千円	令和6年度から 令和11年度まで	千円 360,800	千円 360,800	千円

議案第56号

令和5年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第 57 号

令和 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の  
認定について

令和 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地  
方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委員  
の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第58号

令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
の認定について

令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委  
員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第59号

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度

かすみがうら市一般会計・特別会計  
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

令和6年8月19日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 48 号  
令和 6 年 8 月 19 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員 都 賀 重 信  
かすみがうら市監査委員 茅 場 武 史  
かすみがうら市監査委員 岡 崎 勉  
(公 印 省 略)

令和 5 年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算  
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度かすみがうら市各会計(一般会計・3 特別会計)歳入歳出決算及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和5年度かすみがうら市一般会計・特別会計  
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項に基づく決算審査及び同法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況審査

第2 審査の対象

令和5年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算  
令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算  
令和5年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類  
令和5年度かすみがうら市決算附属書類

第3 審査の着眼点

- 1 収入済額は予算現額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。  
また、前年度と比べて著しい増減はないか。その理由は何か。
- 2 収入済額は調定額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。  
また、前年度と比べて収入率が著しく低下しているものはないか。  
その理由は何か。
- 3 収入未済、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。
- 4 予算額に比べて多額の不用額を生じているものはないか。その理由は何か。
- 5 予備費充当又は流用増減額の理由及び手続は適正であるか。
- 6 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。  
また、実績又は精算報告は確実に行われているか。
- 7 繰越明許費の繰越、事故繰越等の理由及び手続は適正か。
- 8 財産の異動増減の理由及び処理は適切か。また、現在高は正確か。
- 9 遊休施設はないか。また、活用計画は策定されているか。
- 10 基金の運用状況に関する調書の計数は基金台帳、整理簿等と一致しているか。

- 1 1 基金は設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。
- 1 2 前年度決算についての監査委員の意見に対して必要な措置がとられたか。

#### 第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和5年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的、効果的に行われているか、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

#### 第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和6年6月3日から令和6年8月19日まで  
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室  
霞ヶ浦庁舎 大会議室

#### 第6 審査の結果

審査に付された令和5年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算計数には誤りがないものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、一部において改善を要するものはあるものの、おおむね所期の目的に従って執行されているものと認められた。

基金については、基金条例に基づきその目的に従って運用並びに管理されており、その計数は正確であると認められた。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

## 第7 決算の概要

### 1 決算の総括

#### (1) 決算規模

令和5年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	20,497,768,136	19,880,151,288	19,072,089,180	808,062,108
特別会計	9,302,023,000	9,093,791,350	8,998,984,545	94,806,805
合 計	29,799,791,136	28,973,942,638	28,071,073,725	902,868,913

#### (2) 決算収支内訳

各会計別の決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①-②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③-④)	
一般会計	19,880,151,288	19,072,089,180	808,062,108	108,763,639	699,298,469	
特別会計	国民健康 保険	4,179,911,718	4,171,826,763	8,084,955	0	8,084,955
	後期高齢 者医療	1,062,525,043	1,032,219,893	30,305,150	0	30,305,150
	介護保険	3,851,354,589	3,794,937,889	56,416,700	0	56,416,700
合 計	28,973,942,638	28,071,073,725	902,868,913	108,763,639	794,105,274	

形式収支額は9億286万8,913円、このうち翌年度へ繰越すべき財源1億876万3,639円を差し引いた実質収支額は7億9410万5,274円となっている。

(3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

【歳入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	20,497,768,136	20,107,477,183	19,880,151,288	97.0%	98.9%
国民健康 保険	4,355,750,000	4,372,944,404	4,179,911,718	96.0%	95.6%
後期高齢者 医療	1,036,461,000	1,065,651,675	1,062,525,043	102.5%	99.7%
介護保険	3,909,812,000	3,874,428,389	3,851,354,589	98.5%	99.4%
合 計	29,799,791,136	29,420,501,651	28,973,942,638	97.2%	98.5%

歳入決算額は289億7,394万2,638円で、予算現額297億9,979万1,136円に対する収入割合は、97.2%となっている。また、調定額294億2,050万1,651円に対する収入割合は98.5%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	20,107,477,183	19,880,151,288	21,835,899	205,489,996	98.9%
国民健康 保険	4,372,944,404	4,179,911,718	27,520,671	165,512,015	95.6%
後期高齢者 医療	1,065,651,675	1,062,525,043	476,000	2,650,632	99.7%
介護保険	3,874,428,389	3,851,354,589	7,274,960	15,798,840	99.4%
合 計	29,420,501,651	28,973,942,638	57,107,530	389,451,483	98.5%

調定額は294億2,050万1,651円で、収入済額は289億7,394万2,638円であり、不納欠損額は5,710万7,530円、収入未済額は3億8,945万1,483円であった。

不納欠損及び収入未済があった科目の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2,678,358,431	2,568,207,884	11,791,094	98,359,453
	固定資産税	2,868,184,772	2,770,494,847	8,630,376	89,059,549
	軽自動車税	163,890,419	149,958,166	1,414,429	12,517,824
	児童福祉費 負担金	63,340,520	62,062,870	0	1,277,650
	雑 入	340,367,551	336,092,031	0	4,275,520
会計小計				21,835,899	205,489,996
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	960,664,959	769,256,972	27,520,671	163,887,316
	雑 入	10,926,462	9,301,763	0	1,624,699
会計小計				27,520,671	165,512,015
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	468,241,200	465,114,568	476,000	2,650,632
会計小計				476,000	2,650,632
介護保険 特別会計	介護保険料	805,163,890	782,313,890	7,274,960	15,575,040
	雑 入	10,203,603	9,979,803	0	223,800
会計小計				7,274,960	15,798,840
合 計				57,107,530	389,451,483

不納欠損額は5,710万7,530円で、主なものは、市民税1,179万1,094円、固定資産税863万376円、国民健康保険税2,752万671円、介護保険料727万4,960円などである。

収入未済額は3億8,945万1,483円で、主なものは、市民税9,835万9,453円、固定資産税89,05万9,549円、国民健康保険税1億6,388万7,316円などである。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	20,497,768,136	19,072,089,180	620,484,840	805,194,116	93.0%
国民健康保険 特別会計	4,355,750,000	4,171,826,763	0	183,923,237	95.8%
後期高齢者 医療特別会計	1,036,461,000	1,032,219,893	0	4,241,107	99.6%
介護保険 特別会計	3,909,812,000	3,794,937,889	0	114,874,111	97.1%
合 計	29,799,791,136	28,071,073,725	620,484,840	1,108,232,571	94.2%

歳出決算額は280億7,107万3,725円で、予算現額297億9,979万1,136円に対する執行率は94.2%となっている。

翌年度への繰越額は6億2,048万4,840円で、不用額は11億823万2,571円となっている。

## 2 各会計の歳入歳出決算の状況

令和5年度の各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

### (1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 198 億 8,015 万 1,288 円で調定額に対する収入率は 98.9%となっている。歳出決算額は 190 億 7,208 万 9,180 円で予算額に対する執行率は 93.0%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）8 億 806 万 2,108 円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 1 億 876 万 3,639 円を控除した実質収支額は 6 億 9,929 万 8,469 円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、個人市民税 98%、法人市民税 99.9%、固定資産税 98.7%、軽自動車税 97.6%となっており、滞納繰越分の収納率は、個人市民税 32.4%、法人市民税 22.6%、固定資産税 32%、軽自動車税 24.9%となっている。

また、令和5年度において、個人市民税 1,094 万 8,984 円、法人市民税 84 万 2,110 円、固定資産税 863 万 376 円、軽自動車税 141 万 4,429 円の不納欠損処分が行なわれている。

### (2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、歳入決算額 41 億 7,991 万 1,718 円で調定額に対する収入率は 95.6%となっている。歳出決算額は 41 億 7,182 万 6,763 円で予算額に対する執行率は 95.8%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 808 万 4,955 円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 93.3%、後期高齢者支援金分 93.2%、介護納付金分 89.6%となっており、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 28.8%、後期高齢者支援金分 29%、介護納付金分 30.1%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 0%、後期高齢者支援金分 0%、介護納付金分 0%となっている。

なお、令和5年度において、一般被保険者国民健康保険税 2,744 万 2,684 円、退職被保険者等国民健康保険税 7 万 7,987 円の不納欠損処分が行なわれている。

### (3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 10 億 6,252 万 5,043 円で、調定額に対する収入率は 99.7%となっている。歳出決算額 10 億 3,221 万 9,893 円で予算額に対する執行率は 99.6%となっている。歳入歳出差引額

(形式収支) は3,030万5,150円となっている。

なお、令和5年度において47万6,000円の不納欠損処分が行なわれている。

#### (4) 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、歳入決算額38億5,135万4,589円で調定額に対する収入率は99.4%となっている。歳出決算額は37億9,493万7,889円で予算額に対する執行率は97.1%となっている。歳入歳出差引額(形式収支)は5,641万6,700円となっている。

なお、令和5年度において727万4,960円の不納欠損処分が行なわれている。

### 3 財政分析の結果

#### (1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が1.00に近くあるいは1.00を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

本市の状況は、令和5年度0.57、令和4年度0.59、令和3年度0.59、令和2年度0.61、平成元年度0.61と、ほぼ横ばいの状況である。

#### (2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が100%を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。令和5年度は100.9%で、前年度の100.1%と比べ、0.8%増加している。

#### (3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に80%を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

令和5年度は89.6%で、前年度の89.9%に比べ、0.3%減少している。

また、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は88.8%で、前年度88.2%と比べ、0.6%増加している。

#### (4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の3%~5%程度が望ましいといわれている。

令和5年度は6.1%で、前年度の5.9%と比べ、0.2%減少している。

#### (5) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、この指標が18%以上となると起債許可が必要となり、25%以上となると一般単独事業に係る起債が制限され、さらに35%以上となると一部の一般公共事業の起債が制限される。

令和5年度は9.0%で、前年度の9.5%と比べ、0.5%減少しているが、ほぼ横ばいの状況である。

## 第8 財産に関する調書

### 1 土地、建物等

公有財産の土地は、旧安飾地区公民館跡地の払下げなどにより 11,582 m<sup>2</sup>減少し、令和5年度末現在高は 1,425,380 m<sup>2</sup>となっている。

建物の延床面積は、下稲吉中学校屋内運動場の新設などにより 4,167 m<sup>2</sup>増加したこと、旧下大津小学校校舎解体の計上漏れなどにより 3,325 m<sup>2</sup>減少したことにより差し引き 842 m<sup>2</sup>増加し、令和5年度末現在高は 131,748 m<sup>2</sup>となっている。

山林は、年度中の増減はなく、令和5年度末現在高は 80,419 m<sup>2</sup>となっている。

### 2 出資による権利

出資金は、年度中の増減はなく、令和5年度末現在高は 7,865万7,000円となっている。

### 3 物品

物品は車両で、年度内に公用車購入等で4台の増、廃車で4台の減により、令和5年度末現在高は 146台となっている。

### 4 基金

基金は、財政調整基金など 13 の基金がある。前年度末現在高は 65億8,045万2,374円であったが、年度内に国民健康保険支払準備基金など7基金で1億2,758万1,276円増加している一方、介護給付費等準備基金など4つの基金で1億9,609万1,443円減少したことにより、令和5年度末の現在高は 65億1,194万2,207円となっている。

## 第9 審査意見

決算審査を通じた意見、指摘事項は次のとおり。

### 1 財政状況について

令和5年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は6.1%である。また、健全化判断比率の指標である実質赤字比率は△6.1%（対前年度比0.2%減）と早期健全化基準の13.1%を下回っており、連結実質赤字比率についても△15.5%（対前年度比0.6%増）と早期健全化基準の18.1%を下回っている。実質公債費比率については9.0%（対前年度比0.5%減）であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。将来負担比率についても56.5%（対前年度比1.8%増）と早期健全化基準の350%を下回っており、財政の健全性は保たれている。

財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて0.3%減少し89.6%となっている。経常収支比率が80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされていることから、今後も可能な限り経常的経費の支出削減に努め、また、ふるさと納税制度の活用や定住促進・企業誘致等、収入源の多様化・拡充により持続可能なまちづくりのための財源を確保し、財政構造の弾力性の確保に努められたい。

### 2 財源の確保

#### (1) 収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で2億548万9,996円（対前年度比4.6%減）、特別会計で1億8,396万1,487円（対前年度比12.6%減）となっている。

一般会計のうち収入未済額の主なものは、市民税9,835万9,453円、固定資産税8,905万9,549円となっている。特別会計のうち収入未済額の主なものは、国民健康保険税で1億6,388万7,316円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、様々な手法によって鋭意努力していることは認められるものの、依然として多額である。

厳しい財政状況の中、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。

今後とも安定的な自主財源の確保及び市民負担の公平性を維持するため、積極的、全庁的な収納対策のもと適正な債権回収を図り、収入未済額の一層の縮減に努められたい。

## (2) 不納欠損処分の厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で 2,183 万 5,899 円、特別会計で 3,527 万 1,631 円となっている。

一般会計の主なものは、個人市民税 1,094 万 8,984 円（対前年度比 4%増）、固定資産税 863 万 376 円（対前年度比 29.7%減）、特別会計の主なものは、国民健康保険税 2,752 万 671 円（対前年度比 11.8%減）、介護保険料 727 万 4,960 円（対前年度比 14.7%減）などとなっている。

消滅時効の縮減に向けた取組や滞納処分の執行停止を適正に処理し、今後とも慎重かつ厳正な対応に努められたい。

## (3) 予算の適正執行

### ア 予算及び事業の適正執行

予算の執行については、概ね法令等に基づいた適正な事務処理に努められていると認められる。

なお、令和 6 年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で 6 億 2,048 万 4,840 円が繰り越されている。今後とも、安易な繰り越しが生じないよう効率的な予算執行に努められたい。

### イ 不用額について

一般会計・特別会計を合わせた不用額は、11 億 823 万 2,571 円（対前年度比 1 億 9,187 万 2,932 円減）となっており、前年度から改善されている。

不用額発生の要因としては、執行段階で経費の節減によるもの、契約における差金、見積もりの過大などが考えられるが、今後とも計画する事業費の適確な把握に努めるとともに、契約により多額の差金が生じた場合は、速やかに予算を補正するなどの措置により、会計年度独立の原則に則り、限りある予算の有効活用に努められたい。

### ウ 財源の有効活用

普通会計における実質収支の額は、おおむね標準財政規模の 3%～5%程度が望ましいといわれている。令和 5 年度の実質収支比率は

6.1%と、前年度より0.2%増加している。その額は、6億9,929万8,469円（前年度6億7,338万5,450円、前々年度11億8,950万6,663円）と極めて高い額となっている。

それは、諸事情によるものであるが、結果として、その額相当分が当該年度の財源として十分に活用されていなかったと言える。

常に歳入歳出予算の執行状況の把握に努め、大幅な歳入増や多額の不用額が生じた場合は、補正措置するとともに新たな行政需要への対応等財源の有効活用に努められたい。

#### (4) 補助金等について

各種補助金の交付決定及び実績の確認については、適宜見直しを図りつつ、引き続き市補助金等交付規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

#### (5) 基金の管理運用について

基金については、その設置目的に従って管理運用されており、関係法令等に基づいて適切に管理されていると認められた。

今後とも適正かつ効率的な運用に努められたい。

### 第10 　　むすび

厚生労働省HP及び国立社会保障・人口問題研究所によると、急速に進む少子高齢化の波は、厚生労働省が当初予測した以上に加速している状況にある。子供が減り、高齢者が増えることによる将来にわたる急激な人口減少は、社会全体に影響を及ぼすことになる。現役世代が支える年金や医療、介護といった社会保障の根本が揺らぎかねない事態になることが懸念されており、経常経費に大きく占める福祉関係経費、耐用年数を過ぎた老朽化公共施設等の維持管理等の支出も、今後とも増加傾向となることは避けられない状況にある。本市のまちづくりにおいてもこうした事態を念頭に置いて中長期的展望に立脚した将来像を想定し、計画的にまちづくりを展開していくことが求められている。

そうした中、今般の令和5年度かすみがうら市健全化判断比率における4指標及び資金不足比率については、現時点では基準をクリアしているものの、近年の国・県の平均値に対比すると良好とはいえない。また、財政力指数、経常収支比率及び実質公債費比率については、課題が残る

ものとなっており、総合的に見て依然として厳しい財政状況下にある。

以上の状況に鑑み、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するためには、「入るを量り出ざるを為す」を基本として、無駄、斑、無理のない最少の経費で最大の効果を挙げる施策に基づく業務の遂行に徹しなければならない。

企業が成長し続けるためには、社会経済状況の変化に応じた独自の成長戦略が必要であるのと同様に、本市においても財政力の強化と本市の魅力・ポテンシャルを活かした独自の中期計画を策定し、施策の選択と集中により、市長が掲げる「活力とあたたかさあふれる市政」の実現のため、市執行部一丸となってより一層の業務遂行に努められたい。

議案第60号

令和5年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

令和5年度かすみがうら市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第61号

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度

かすみがうら市公営企業会計  
決算審査意見書

令和6年8月19日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 49 号  
令和 6 年 8 月 19 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員 都 賀 重 信  
かすみがうら市監査委員 茅 場 武 史  
かすみがうら市監査委員 岡 崎 勉  
( 公 印 省 略 )

令和 5 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 5 年度かすみがうら市水道事業会計及び令和 5 年度かすみがうら市下水道事業会計の決算報告書並びに関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

## 令和5年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書

### 第1 審査の種類

地方公営企業法第30条第2項に基づく決算審査

### 第2 審査の対象

令和5年度かすみがうら市水道事業会計決算

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計決算

### 第3 審査の着眼点

- 1 収益、費用の計上漏れ又は過剰計上はないか。
- 2 収益に対応する費用は計上されているか。
- 3 勘定科目の区分は適正か。
- 4 経常損益と特別損益の区分は適正か。
- 5 営業損益と営業外損益の区分は適正か。
- 6 利益剰余金と資本剰余金とを混同しているものはないか。
- 7 未払金は発生事実に基づき適正に計上されているか。
- 8 経営活動は、合理的かつ能率的に行われているか。
- 9 前年度決算についての監査委員の意見に対して必要な措置がとられたか。

### 第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和5年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和5年度下水道事業会計の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、注記表につき、会計帳簿、証拠書類と照合し、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、水道事業会計並びに下水道事業会計の財政状況及び経営成績が、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従い適正に処理されているか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和6年6月3日から令和6年8月19日まで

場所 かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎 大会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和5年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和5年度かすみがうら市下水道事業会計の決算書類等は、関係法令に準拠して調製されており、会計処理が適正に行われているものと認められた。

※以下本文中の注記事項

- ・金額は原則として消費税抜きの金額を記載した。
- ・比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

## 第7 審査の概要

### 1 水道事業会計

#### (1) 業務状況について

区 分	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	40,622	40,541	△81	40,173	△368
年度末給水人口	人	38,913	38,630	△283	37,699	△931
普及率	%	95.8	95.3	△0.5	93.8	△1.5
年間総配水量	m <sup>3</sup>	4,487,905	4,399,988	△87,917	4,299,334	△100,654
年間総有収水量	m <sup>3</sup>	3,777,134	3,750,346	△26,788	3,683,561	△66,785
有収率	%	84.2	85.2	1	85.7	0.5
一日一人平均給水量	ℓ	266	266	0	267	1

令和5年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和5年度末の普及状況は、給水人口37,699人、普及率93.8%となっている。

令和4年度との比較においては、給水人口は368人減少し、普及率は1.5%の減となっている。

年間総配水量は4,299,334 m<sup>3</sup>となっており100,654 m<sup>3</sup>(△2.3%)の減、年間総有収水量は3,683,561 m<sup>3</sup>となっており66,785 m<sup>3</sup>(△1.8%)の減、有収率は85.7%となり0.5%の増となっている。

#### (2) 経営状況について

収益的収入及び支出における水道事業収益は9億7,592万2,317円で、前年度の9億8,861万8,489円と比較して1,269万6,172円の減となった。

水道事業費(支出)は9億4,802万902円で、前年度の9億4,838万7,108円と比較すると36万6,206円の減となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の水道事業収益については、営業収益7億9,253万1,745円、営業外収益1億8,339万572円となっている。

事業収益の根幹をなす営業収益は、水道事業収益の81.2%を占めている。その中で最も主要な給水収益は7億4,255万171円で、前年度の7億5,573万8,266円と比較すると1,318万8,095円、1.7%の減となっている。

次に、水道事業費は営業費用(支出)が9億564万1,769円で前年度の9億291万9,529円と比較すると272万2,240円の増となった。その主な要因は、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費が減少したものの、総係費、減価償却費及び資産減耗費が増加したことによる。

営業外費用は4,226万9,045円となっており、前年度の4,528万709円と比較すると301万1,664円の減となった。その要因は、支払利息が減少したことによる。

以上のことにより、令和5年度の純利益は2,790万1,415円となり、前年度の4,023万1,381円と比較すると1,232万9,966円の減となった。

また、令和5年度も水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金2,500万円（対前年度比増減なし）を受け全額企業債利息の償還に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が2億8,895万円で、支出は7億2,567万9,131円である。収入は企業債と工事負担金である。支出は、建設改良費が4億1,953万750円と企業債償還金3億614万8,381円である。資本的収入（税込）が資本的支出（税込）に対し不足する額4億6,233万6,884円（税込）は、消費税資本的収支調整額及び過年度並びに当年度損益勘定留保資金で補填している。

### （3）キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入（キャッシュ・フロー）を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは3億1,077万1,901円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは4億1,036万750円のマイナスである。また、財務活動によるキャッシュ・フローは3,177万8,381円のマイナスである。

また、令和5年度末の資金残高は6億6,705万1,934円となり、前年度末時点の7億9,841万9,164円より1億3,136万7,230円の減となった。

業務活動によるキャッシュ・フローがプラスで、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金で、投資活動や企業債の償還などの財務活動を行っていることが分かる。

## 2 下水道事業会計

### (1) 業務状況について

区 分	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	40,622	40,541	△81	40,173	△368
処理区域内人口	人	32,945	32,878	△67	33,015	137
水洗化人口	人	30,759	30,712	△47	30,931	219
普及率	%	81.1	81.1	0	82.2	1.1
水洗化率	%	93.4	93.4	0	93.7	0.3
年間総排水量	m <sup>3</sup>	3,649,539	3,340,584	△308,955	3,302,532	△38,052
年間総有収水量	m <sup>3</sup>	2,981,573	2,871,948	△109,625	2,946,479	74,531
有収率	%	81.7	86.0	4.3	89.2	3.2

令和5年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和5年度末の普及状況は、水洗化人口30,931人、水洗化率は93.7%となっている。

令和4年度との比較においては、水洗化人口は219人減少したものの、水洗化率はほぼ同率となっている。

年間総排水量は3,302,532m<sup>3</sup>となっており38,052m<sup>3</sup>の減、年間総有収水量は2,946,479m<sup>3</sup>となっており74,531m<sup>3</sup>の増、有収率は89.2%となり3.2%の増となっている。

### (2) 経営状況について

収益的収入及び支出における下水道事業収益は13億72万90円で、前年度の12億9,812万2,502円と比較し、259万7,588円の増となった。

下水道事業費用(支出)は12億4,415万6,805円で、前年度の12億7,901万8,754円と比較すると3,486万1,949円の減となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の下水道事業収益については、営業収益3億9,336万8,552円、営業外収益9億735万1,538円となっている。

次に、下水道事業費用(支出)は営業費用が11億2,359万9,034円で、前年度の11億5,071万8,419円と比較すると2,711万9,385円の減となった。その主な要因は、流域下水道維持管理費や総係費が増加したものの、管渠費や原価償却費等が減少したことによる。

営業外費用は1億2,043万4,021円となり、前年度の1億2,830万335円と比較すると786万6,314円の減となった。その要因は、支払利息が減少したことによる。

以上のことにより、令和5年度の純利益は5,656万3,285円となり、前

年度の1,910万3,748円と比較すると3,745万9,537円の増となった。

また、下水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金5億385万5,000円を受け全額減価償却費に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が6億8,213万5,419円で、支出は9億1,462万7,428円である。収入は、企業債、負担金及び分担金、他会計補助金、国庫補助金である。支出は、建設改良費2億107万8,902円と企業債償還金7億1,354万8,526円である。資本的収入（税込）が資本的支出（税込）に対し不足する額2億5,122万6,077円（税込）は、消費税資本的収支調整額及び過年度並びに当年度分損益勘定留保資金で補填している。

### (3) キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入（キャッシュ・フロー）を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは4億6,959万7,812円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは3億1,423万2,088円のプラスである。財務活動によるキャッシュ・フローは4億8,459万4,544円のマイナスである。

このことにより、令和5年度末の資金残高は、5億6,599万8,436円となり、前年度の2億6,676万3,080円より2億9,923万5,356円の増となった。

業務活動及び投資活動によるキャッシュ・フローがプラスで、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金や投資活動による他会計からの補助金などにより、財務活動による企業債の償還を行っていることが分かる。

## 第8 むすび

本市の水道事業は人口減少等に伴う料金収入の減少と、設備の老朽化及び耐震化に伴う更新投資の増加が課題となっている。給水普及率も 96.8%となっており、有収率向上に努める以外、歳入増を見込むことが困難な状況にある。

そうした中、水道事業については、中長期計画策定に基づき耐用年数に応じた健全で着実な設備の更新に努め、漏水率の低減と給水率のより一層の向上を図るとともに、事業のDX化・広域化推進による業務の効率化に努められたい。

下水道事業についても、中長期計画策定に基づき農業集落排水を含む下水道への接続率を高める対策を図るとともに、下水道接続戸数増加と事業のDX化・広域化推進による業務の効率化に引き続き努められたい。

議案第62号

令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合  
一般会計歳入歳出決算審査意見書

令和6年8月19日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 50 号  
令和 6 年 8 月 19 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員 都 賀 重 信  
かすみがうら市監査委員 茅 場 武 史  
かすみがうら市監査委員 岡 崎 勉

令和 5 年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合  
一般会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第 292 条の規定に基づき、地方自治法施行令第 5 条第 3 項を準用し審査に付された、令和 5 年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合  
一般会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第292条の規定に基づき、地方自治法施行令第5条第3項を準用し審査を付された決算審査

第2 審査の対象

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算

第3 審査の着眼点

一般会計歳入歳出決算書等について、関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか、解散に伴う清算事務が適正に処理されているかを主眼とした。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、解散に伴う清算事務について、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和6年6月3日から令和6年8月19日まで  
場所 かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎 大会議室

## 第6 審査の結果

審査に付された令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令の規定に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められた。

また、予算の執行及び解散に伴う清算事務は、適正に処理されているものと認められた。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

## 第7 決算の概要

### 1 決算の総括

#### (1) 決算規模

令和5年度における歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
320,406,042	322,385,016	256,940,810	65,444,206

#### (2) 決算収支内訳

決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

歳入 ①	歳出 ②	形式収支 ③ (①-②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③-④)
322,385,016	256,940,810	65,444,206	0	65,444,206

形式収支額は、6,544万4,206円、このうち翌年度へ繰越すべき財源は0円で、実質収支額は同額の6,544万4,206円の黒字となっている。

#### (3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

##### 【歳入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
分担金及び 負担金	306,588,042	308,888,042	308,888,042	100.8%	100%
諸収入	3,700,000	3,379,296	3,379,296	91.3%	100%
繰越金	10,118,000	10,117,678	10,117,678	100%	100%
合計	320,406,042	322,385,016	322,385,016	100.6%	100%

歳入決算額は3億2,238万5,016円で、予算現額3億2,040万6,042円に対する収入割合は、100.6%となっている。また、調定額3億2,238万5,016円に対する収入割合は100%となっている。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
議会費	136,000	74,340	0	61,660	54.7%
総務費	60,381,000	48,893,208	0	11,487,792	81.0%
土木費	258,889,042	207,973,262	0	50,915,780	80.3%
予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.0%
合計	320,406,042	256,940,810	0	63,465,232	80.2%

歳出決算額は2億5,694万810円で、予算現額3億2,040万6,042円に対する執行率は80.2%となっている。

翌年度への繰越額は0円で、不用額は6,346万5,232円となっている。

## 第8 実質収支に関する調書

令和5年度決算における実質収支額は、歳入総額3億2,238万5,016円から歳出総額2億5,694万810円を差し引いた、6,544万4,206円となった。

なお、解散に伴いかすみがうら市と土浦市で締結された「土浦市、かすみがうら市における土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合事務承継に関する覚書」に基づき、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の残金は土浦市が収入し、令和6年度に令和5年度の出納を整理した上で、「土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合負担金に関する協定書」の例により土浦市及びかすみがうら市の返還金をそれぞれ算出し、かすみがうら市分が返還されることとなっている。

なお、「土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合負担金に関する協定書」における経費の負担区分は、次表のとおりである。

経費の内容	負担割合
土地造成工事、調査費、測量費及びこれらに付帯する経費	関係市のそれぞれの市域に属する事業地の面積比に相当する割合
補償費及び減価補償金	関係市のそれぞれの市域に属する事業地内の物件に係る補償物件相当額及び減価補償金相当額
関係市から派遣された職員の人件費	関係市がそれぞれ派遣した職員の人件費相当額
前記以外の経費	土浦市 100分の50 かすみがうら市 100分の50

## 第9 財産に関する調書

資産及び負債とも残存していないことを確認した。

## 第10 審査意見

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合は、土浦市とかすみがうら市の協議により、神立駅西口地区土地区画整理事業に関する事務を共同で行うため、平成23年1月25日に設立された。その後、令和5年11月に神立駅西口の駅前広場が全面供用開始されたことに伴い事業が完了し、令和6年3月末をもって土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合は解散した。

今後は、神立駅西口地区が活性化し、地域の更なる発展に寄与すること

を望むものである。

議案第63号

茨城租税債権管理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）を別紙のとおり変更する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約

茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長の<u>事務部局の部(市長公室を含む。以下同じ。)</u>及び所掌事務並びに条例をもって設置すべき機関の設置及び名称、位置、管轄区域<u>等</u>を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長の<u>権限に属する事務を分掌させるための部局及びその分掌</u>事務並びに条例をもって設置すべき機関の設置、名称、位置、管轄区域<u>等</u>について定めるものとする。</p>
<p>(部の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p>(2) <u>総務部</u></p> <p>(3) <u>市民部</u></p> <p>(4) <u>保健福祉部</u></p> <p>(5) <u>産業経済部</u></p> <p>(6) <u>都市建設部</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) <u>総務企画部</u></p> <p>(2) <u>市民部</u></p> <p>(3) <u>保健福祉部</u></p> <p>(4) <u>産業経済部</u></p> <p>(5) <u>都市建設部</u></p>
<p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p><u>ア 秘書に関すること。</u></p> <p><u>イ 市政の総合企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>ウ 広報に関すること。</u></p> <p><u>エ 情報政策に関すること。</u></p> <p><u>オ 行政改革に関すること。</u></p> <p><u>カ 広域行政に関すること。</u></p> <p><u>キ 予算その他財政に関すること。</u></p> <p><u>ク 統計に関すること。</u></p>	<p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) <u>総務企画部</u></p> <p><u>ア 議会及び一般行政に関すること。</u></p> <p><u>イ 文書に関すること。</u></p> <p><u>ウ 公有財産に関すること。</u></p> <p><u>エ 庁舎に関すること。</u></p> <p><u>オ 統計に関すること。</u></p> <p><u>カ 市政の総合企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>キ 予算その他財政に関すること。</u></p> <p><u>ク 行政改革に関すること。</u></p> <p><u>ケ 広域行政に関すること。</u></p> <p><u>コ 秘書に関すること。</u></p> <p><u>サ 職員の人事及び厚生に関すること。</u></p>

<p>(2) <u>総務部</u></p> <p><u>ア 議会及び一般行政に関すること。</u></p> <p><u>イ 職員の人事及び厚生に関すること。</u></p> <p><u>ウ 文書に関すること。</u></p> <p><u>エ 公有財産に関すること。</u></p> <p><u>オ 契約及び工事検査に関すること。</u></p> <p><u>カ 住居表示に関すること。</u></p> <p><u>キ 防災に関すること。</u></p> <p><u>ク 霞ヶ浦庁舎に関すること。</u></p> <p><u>ケ 市税の賦課徴収に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市民部</u></p> <p><u>ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p><u>イ 出張所に関すること。</u></p> <p><u>ウ 国民年金に関すること。</u></p> <p><u>エ 国民健康保険に関すること。</u></p> <p><u>オ 老人保健医療に関すること。</u></p> <p><u>カ 医療福祉に関すること。</u></p> <p><u>キ 総合窓口に関すること。</u></p> <p><u>ク 環境保全に関すること。</u></p> <p><u>ケ 環境衛生に関すること。</u></p> <p><u>コ 広聴及び市民協働に関すること。</u></p> <p><u>サ 消費生活に関すること。</u></p> <p><u>シ 防犯及び交通安全に関すること。</u></p> <p>(4) <u>保健福祉部</u></p> <p><u>ア 高齢福祉に関すること。</u></p> <p><u>イ 障害福祉に関すること。</u></p> <p><u>ウ 児童福祉に関すること。</u></p> <p><u>エ その他社会福祉に関すること。</u></p> <p><u>オ 介護保険に関すること。</u></p> <p><u>カ 保健予防及び健康増進に関すること。</u></p>	<p><u>シ 情報政策に関すること。</u></p> <p><u>ス 広報に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市民部</u></p> <p><u>ア 環境保全に関すること。</u></p> <p><u>イ 環境衛生に関すること。</u></p> <p><u>ウ 防災に関すること。</u></p> <p><u>エ 防犯及び交通安全に関すること。</u></p> <p><u>オ 広聴及び市民協働に関すること。</u></p> <p><u>カ 消費生活に関すること。</u></p> <p><u>キ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p><u>ク 出張所に関すること。</u></p> <p><u>ケ 総合窓口に関すること。</u></p> <p><u>コ 住居表示に関すること。</u></p> <p><u>サ 市税の賦課徴収に関すること。</u></p> <p>(3) <u>保健福祉部</u></p> <p><u>ア 社会福祉に関すること。</u></p> <p><u>イ 障害福祉に関すること。</u></p> <p><u>ウ 高齢福祉に関すること。</u></p> <p><u>エ 介護保険に関すること。</u></p> <p><u>オ 児童福祉に関すること。</u></p> <p><u>カ 保健予防及び健康増進に関すること。</u></p> <p><u>キ 国民年金に関すること。</u></p> <p><u>ク 国民健康保険に関すること。</u></p> <p><u>ケ 後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p><u>コ 医療福祉に関すること。</u></p>
--	--

<p>(5) <u>産業経済部</u></p> <p><u>ア 農業、林業及び水産業に関すること。</u></p> <p><u>イ 観光に関すること。</u></p> <p><u>ウ 商業及び工業に関すること。</u></p> <p><u>エ 労政に関すること。</u></p> <p><u>オ その他産業振興に関すること。</u></p> <p>(6) <u>都市建設部</u></p> <p><u>ア 都市計画に関すること。</u></p> <p><u>イ 開発に関すること。</u></p> <p><u>ウ 公園緑地に関すること。</u></p> <p><u>エ 建築指導に関すること。</u></p> <p><u>オ 土地区画整理に関すること。</u></p> <p><u>カ 道路、河川その他土木に関すること。</u></p>	<p>(4) <u>産業経済部</u></p> <p><u>ア 農業、林業及び水産業に関すること。</u></p> <p><u>イ 観光に関すること。</u></p> <p><u>ウ 商業及び工業に関すること。</u></p> <p><u>エ 労政に関すること。</u></p> <p><u>オ その他産業振興に関すること。</u></p> <p>(5) <u>都市建設部</u></p> <p><u>ア 都市計画に関すること。</u></p> <p><u>イ 開発に関すること。</u></p> <p><u>ウ 公園緑地に関すること。</u></p> <p><u>エ 建築指導に関すること。</u></p> <p><u>オ 土地区画整理に関すること。</u></p> <p><u>カ 道路、河川その他土木に関すること。</u></p>															
<p>(出張所)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="268 1077 780 1323"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>かすみがう</u> <u>ら市中央出</u> <u>張所</u></td> <td><u>かすみがう</u> <u>ら市稲吉三</u> <u>丁目15番67</u> <u>号</u></td> <td><u>市の全域</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	<u>かすみがう</u> <u>ら市中央出</u> <u>張所</u>	<u>かすみがう</u> <u>ら市稲吉三</u> <u>丁目15番67</u> <u>号</u>	<u>市の全域</u>	<p>(出張所)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="837 1077 1350 1467"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>かすみがう</u> <u>ら市中央出</u> <u>張所</u></td> <td><u>かすみがう</u> <u>ら市稲吉三</u> <u>丁目15番67</u> <u>号</u></td> <td><u>市の全域</u></td> </tr> <tr> <td><u>かすみがう</u> <u>ら市千代田</u> <u>出張所</u></td> <td><u>かすみがう</u> <u>ら市中志筑</u> <u>2112番地</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	<u>かすみがう</u> <u>ら市中央出</u> <u>張所</u>	<u>かすみがう</u> <u>ら市稲吉三</u> <u>丁目15番67</u> <u>号</u>	<u>市の全域</u>	<u>かすみがう</u> <u>ら市千代田</u> <u>出張所</u>	<u>かすみがう</u> <u>ら市中志筑</u> <u>2112番地</u>	
名称	位置	所管区域														
<u>かすみがう</u> <u>ら市中央出</u> <u>張所</u>	<u>かすみがう</u> <u>ら市稲吉三</u> <u>丁目15番67</u> <u>号</u>	<u>市の全域</u>														
名称	位置	所管区域														
<u>かすみがう</u> <u>ら市中央出</u> <u>張所</u>	<u>かすみがう</u> <u>ら市稲吉三</u> <u>丁目15番67</u> <u>号</u>	<u>市の全域</u>														
<u>かすみがう</u> <u>ら市千代田</u> <u>出張所</u>	<u>かすみがう</u> <u>ら市中志筑</u> <u>2112番地</u>															
<p>(福祉事務所)</p> <p>第6条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項の規定により設置する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="268 1760 780 1957"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>かすみがう</u> <u>ら市福祉事</u> <u>務所</u></td> <td><u>かすみがう</u> <u>ら市上土田</u> <u>461番地</u></td> <td><u>市の全域</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	名称	位置	所管区域	<u>かすみがう</u> <u>ら市福祉事</u> <u>務所</u>	<u>かすみがう</u> <u>ら市上土田</u> <u>461番地</u>	<u>市の全域</u>	<p>(福祉事務所)</p> <p>第6条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項の規定により設置する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="837 1760 1350 1957"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>かすみがう</u> <u>ら市福祉事</u> <u>務所</u></td> <td><u>かすみがう</u> <u>ら市下稲吉</u> <u>2633番地19</u></td> <td><u>市の全域</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	名称	位置	所管区域	<u>かすみがう</u> <u>ら市福祉事</u> <u>務所</u>	<u>かすみがう</u> <u>ら市下稲吉</u> <u>2633番地19</u>	<u>市の全域</u>			
名称	位置	所管区域														
<u>かすみがう</u> <u>ら市福祉事</u> <u>務所</u>	<u>かすみがう</u> <u>ら市上土田</u> <u>461番地</u>	<u>市の全域</u>														
名称	位置	所管区域														
<u>かすみがう</u> <u>ら市福祉事</u> <u>務所</u>	<u>かすみがう</u> <u>ら市下稲吉</u> <u>2633番地19</u>	<u>市の全域</u>														

	<p><b>附 則</b> <b>(施行期日)</b></p> <p><b>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。</b></p>
--	--

**かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(附則第2項関係)**

改正前	改正後																
別表第1(第4条関係)	別表第1(第4条関係)																
1 行政職給料表級別職務分類表	1 行政職給料表級別職務分類表																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7級</td> <td> <b>市長公室長及び</b>部長の職務            教育委員会事務局教育部長の職務            次長の職務            事務所長の職務            教育委員会事務局の次長の職務            議会事務局長の職務  <b>農業委員会事務局長の職務</b> </td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>           課長及び企画監の職務            教育委員会事務局の課長の職務            議会事務局の課長の職務            監査委員事務局長の職務         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の内容	7級	<b>市長公室長及び</b> 部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 次長の職務 事務所長の職務 教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務 <b>農業委員会事務局長の職務</b>	6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 議会事務局の課長の職務 監査委員事務局長の職務	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7級</td> <td>           部長の職務            教育委員会事務局教育部長の職務  <b>会計管理者の職務</b>            次長の職務            事務所長の職務            教育委員会事務局の次長の職務            議会事務局長の職務         </td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>           課長及び企画監の職務            教育委員会事務局の課長の職務            議会事務局の課長の職務  <b>農業委員会事務局長の職務</b>            監査委員事務局長の職務         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の内容	7級	部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 <b>会計管理者の職務</b> 次長の職務 事務所長の職務 教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務	6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 議会事務局の課長の職務 <b>農業委員会事務局長の職務</b> 監査委員事務局長の職務	(略)	(略)
職務の級	職務の内容																
7級	<b>市長公室長及び</b> 部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 次長の職務 事務所長の職務 教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務 <b>農業委員会事務局長の職務</b>																
6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 議会事務局の課長の職務 監査委員事務局長の職務																
(略)	(略)																
職務の級	職務の内容																
7級	部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 <b>会計管理者の職務</b> 次長の職務 事務所長の職務 教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務																
6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 議会事務局の課長の職務 <b>農業委員会事務局長の職務</b> 監査委員事務局長の職務																
(略)	(略)																
2 (略)	2 (略)																

**かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表(附則第3項関係)**

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に属する事務を処理させるた	2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に属する事務を処理させるた

め、 <u>上下水道部</u> を置く。	め、 <u>都市建設部</u> を置く。
----------------------	----------------------

かすみがうら市特別職報酬等審議会条例 新旧対照表(附則第4項関係)

改正前	改正後
(庶務) 第7条 <u>審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。</u>	
第8条 (略)	第7条 (略)

かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
(保健事業) 第7条 市は、国民健康保険法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。  (1)～(4) (略) 2及び3 (略)	(保健事業) 第7条 市は、国民健康保険法( <u>昭和33年法律第192号。以下「法」という。</u> )第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。  (1)～(4) (略) 2及び3 (略)
第18条 市は、世帯主が <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)</u> 第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合は、その者に対し10万円以下の過料を科する。</u>	第18条 市は、世帯主が <u>法</u> 第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合は、その者に対し10万円以下の過料を科する。</u>
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和6年12月2日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するため</u>

	<p><b><u>の番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></b></p>
--	--

**かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例 新旧対照表**

改正前			改正後		
別表(第2条関係) 都市公園等の名称及び位置			別表(第2条関係) 都市公園等の名称及び位置		
	名称	位置		名称	位置
都市公園	逆西第一 児童公園	かすみがうら市稲吉 二丁目2613番364	都市公園	逆西第一 児童公園	かすみがうら市稲吉 二丁目2613番364
	稲吉ふれ あい公園	かすみがうら市稲吉 四丁目3685番		稲吉ふれ あい公園	かすみがうら市稲吉 四丁目3685番
	大塚ファ ミリー公 園	かすみがうら市下稲 吉1873番3		大塚ファ ミリー公 園	かすみがうら市下稲 吉1873番3
	桜塚公園	かすみがうら市下稲 吉2607番72		桜塚公園	かすみがうら市下稲 吉2607番72
	<b><u>第2常陸野公園</u></b>	<b><u>かすみがうら市中佐 谷671番1</u></b>		フルーツ公園通り	かすみがうら市稲吉 二丁目
フルーツ公園通り	かすみがうら市稲吉 二丁目	<p><b><u>附 則</u></b> <b><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></b></p>			

**茨城租税債権管理機構規約 新旧対照表**

改正前	改正後
(機構の共同処理する事務) 第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。	(機構の共同処理する事務) 第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

<p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<b>地方税に係る</b>滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<b>地方税及び国税に係る</b>滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>(2) (略)</p>
	<p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>この規約は、令和7年4月1日から施行する。</u></b></p>